

神石高原町貸切バス等旅行商品造成支援事業補助金交付要綱

趣旨)

第1条 この要綱は神石高原町貸切バス等旅行商品造成支援事業補助金（以下「補助金」という）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 この事業は、旅行事業者が神石高原町内の周遊観光を目的とした貸切バス等旅行を実施する経費等の一部を予算の範囲内で補助することにより、町内の観光素材を取り入れた、バス等による町内への誘客を促進し、町内観光産業の振興を図ることを目的とする。（以下「補助事業」という）

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者で日本国内に事業所を有する事業者とする。

（補助対象事業）

第4条 つぎのいずれかの要件を満たす観光目的の団体向け「受注型企画旅行」（旅行者の希望する日程、内容、旅行料金にもとづき、旅行事業者が旅程を提案する旅行をいう。組織内募集型の企画旅行を含む。）や教育目的の団体旅行、及び個人向け「募集型企画旅行」（旅行会社が、目的地、日程、交通手段、宿泊先などをあらかじめ設定し、広告等によって不特定多数の参加者を募集して実施する旅行をいう。）を補助対象とする。

（1）町内観光施設及び帝釈峡指定施設の2箇所以上を周遊する行程であるもの。

（2）町内店舗等で食事を行う行程で周遊するもの。

なお、町内観光施設及び町内店舗は別に定める。

（3）教育目的の旅行で町内に宿泊をするもの。

2 次に掲げる旅行は補助対象外とする。

（1）宗教活動、政治活動を目的とした旅行

（募集区分及び補助金額）

第5条 補助金額は、補助金額はバス・タクシー借り上げ料の1/2とし、定員により以下の通り区分し上限を設ける。ただし1000円未満は切り捨てる。

（以下定員は補助席を除いた席数）

（1）大型バス（※乗車定員27名を超えるものをいう。）・・・上限4万円

（2）中型バス（※乗車定員21名を超え27名までのものをいう。）・・・上限3万円

（3）小型バス（※乗車定員13名を超え21名までのものをいう。）・・・上限2万円

（4）タクシー等（※乗車定員13名までのもの（ジャンボタクシー含む）をいう。）・・・上限1万円

（5）宿泊を伴う場合、1泊につき1万円

2 国や県、他の市町等が実施するバス助成等との併用は可能であるが、その場合、バス代金よりその分を差し引いた額を基準とする。ただし、利用者還元を目的とした助成はこの限りではない。

3. 原則 1 社 30 万円までとする。ただし、助成金の利用状況により一般社団法人神石高原町観光協会（以下協会という）が認めた場合はその限りではない。

（補助事業の認定）

第 6 条 補助事業の認定及び交付については協会がおこなう。

2 補助金の交付を受けようとする者は、受付期間内であって旅行実施の 20 日以上前に協会あてに、様式第 1 号に添付書類を添えて補助事業の認定申請を行わなければならない。提出は E メールにて指定のアドレス（kankou2@jkougen.jp）に行うものとする。（PDF で提出のこと）

（1）受付期間 令和 6 年 5 月 1 日より令和 7 年 3 月 15 日まで。

※ただし補助額の上限に達した場合はその日で受付終了とする。

（2）添付書類

- ① お客様に提出した企画書・募集広告（行程に町内施設 2 か所以上もしくは飲食店名が記入されていること）
- ② 貸切バス等を利用することが分かる書類（バス等の運行会社名、料金が記載されていること）
- ③ 誓約書（様式第 2 号）

3 前項の申請があった場合には、協会は内容を審査し、適当であると認めたときは、原則として、認定申請書を受理した日から 7 日以内に様式第 3 号により通知を行うものとする。

4 募集型企画旅行について、催行日より 2 週間以上前に催行決定かどうかの連絡を協会にすること。ない場合は認定を取り消すものとする。受注型企画旅行については、催行中止となった場合に 3 日以内に協会に連絡をすること。ない場合は認定を取り消すものとする。（第 9 条参照）

（補助の条件）

第 7 条 前条により認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、ツアー名称に「神石高原町観光協会助成ツアー」の文言を入れること。

2 認定者は第 6 条第 3 項の規定により認定された事業について、令和 7 年 3 月 15 日までに実施するものとする。ただし、協会が認めた場合はその限りではない。

（事業の変更・中止）

第 8 条 認定者が、旅行実施までに補助事業の計画を変更する場合は、速やかに様式第 4 号により通知を行わなければならない。

2 協会は、変更の申請があった場合には、内容を審査し、様式第 5 号により通知を行うものとする。

3 認定者が、補助事業の計画の全部または一部を中止する場合は、速やかに様式第 6 号により届出を

行わなければならない。届け出がない場合は次項の通り、認定の取り消しもありうる。

(認定の取消)

第9条 募集型企画旅行について催行日の2週間前までに催行決定の連絡がない場合、自動的に申請は無効となり、認定を取り消すものとし様式第5号3の除外通知を協会より認定者に発送する。また次回以降の申請は、別のものであっても受け付けないものとする。

2 受注型企画旅行について、催行中止となってから3日以内に連絡がない場合前項と同様とする。

3 催行後、理由なく10日以内に報告書の提出がない場合、催行していないものとしてみなし認定を取り消すものとする。処置は前項と同様とする。

(交付申請及び実績報告)

第10条 認定者が、補助金の交付を受けるためには、認定申請書に記載された旅行の帰着日から10日以内に、交付申請書兼実績報告書（様式第7号）に添付書類を添えて協会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではないが、令和7年3月20日までを期限とする。

添付書類

- ① 旅行契約、旅行商品の行程表等旅行内容がわかる資料
- ② 貸切バスを利用したことを証明する以下の書類の写し
 - ・バス等運行会社、バス等代金が明記されたバス等運行会社発行の請求書又は領収書等
 - ・バス等運行会社が発行するバス・タクシー運行証明書（様式第9号）
- ③ 観光施設等を利用したことを証明する以下の書類の写し
(団体名（ツアー名）、旅行会社名、立ち寄り日、利用人数が記載されたものであること)
 - ・観光施設等が発行する請求書又は領収書等
 - ・観光施設等が発行する立ち寄り証明書（様式第10号）

(交付の可否及び額の確定)

第11条 協会は、前条の交付申請があった場合には、内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた時は、補助金の交付を確定し、補助決定の認定者（以下補助事業者）に対し速やかに様式第8号により通知を行うものとする。

2 催行後、10日以内に理由なく報告書の提出がない場合は、催行をしていないものとして扱い、認定を取り消すものとする。(9条参照)

(その他必要な事項)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

資料 1

●町内観光施設

【大型バス可能】

神石高原ティアガルテン、光信寺の湯ゆっくら、光信寺、帝釈峡遊覧船、帝釈峡スコラ高原、神石民俗資料館、昭和のおもちゃ館・資料館、帝釈峡（森林セラピー）、道の駅さんわ 182 ステーション
ピースワンコ・ジャパンドッグラン、さんわ総合センター、カントリーパーク仙養、神石高原カントリークラブ

【中型バスまで可能】

幸運仏、星居山森林公園、ビレッジハウス仁吾川、ながの村、はら農園

【小型バスまで可能】

神石高原温泉、神石高原日本ミツバチ研究所、志麻利、三輪酒造、神龍味噌、鶴岡八幡神社、亀山八幡神社、油木亀鶴山八幡神社、水辺公園、にしかわ化石館

※駐車場が狭いもしくはない施設だが、途中まで大型で通行可能。道路から徒歩でいけるとよまつ紙ヒコーキ・タワー ※県道から登山道に中型以上は進入が難しい。

●帝釈峡指定施設

【大型バス対応可能】 帝釈峡博物展示施設時悠館（旧東城町帝釈未渡 1909）

町内飲食店

A 【大型バス 1 台分可能】

神石高原ティアガルテン、光信寺の湯ゆっくら、帝釈峡スコラ、光信寺、自然食レストラン高原の風、カントリーパーク仙養

B 【20 人まで対応可能】

道の駅 182 ステーションカフェ、紅葉会館

C 【10 人まで対応可能】

カフェぬく森、瓢、里山食菜館和、まりーず kitchen、アラスカ、ラーメン中華丈、峠の茶屋、ちろりん村

D 【10 人以下】

Café&めるへん工房森の花屋さん、Café 葉乃蔵、潤いの森、雪花亭

※バスでの食事は A の店舗が便利です。